(仮称)自治基本条例素案に対する ご意見の概要と市の考え方

このたびは、たくさんのご意見をお寄せいただきましてありがとうございました。いただきましたご意見の概要とそれに対する市の考え方をご報告いたします。

平成 18 年 (2006 年) 9月 札幌市 市民まちづくり局 市民自治担当電話: 011-211-2252 FAX: 011-218-5156

1 意見募集実施の概要

(1) 募集期間

平成18年2月22日から3月24日まで

(2) 資料配付方法、配付数

ア 住民基本台帳から無作為で抽出した市民(15歳以上)への郵送 3,000部

イ 区役所、まちづくりセンター等での配置、関係団体への配付等 11,000 部

- 2 意見提出人数、件数 727 名、1,106 件
- 3 意見の内訳

| 区 分 | 意見数 |
|-----------------------------|--------|
| (1) 検討プロセスに関すること | 89 |
| (2) 条例素案に関すること | 859 |
| ア 条例の必要性等 | (171) |
| イ 総論関係 (前文、定義、表現、基本理念、基本原則) | (110) |
| ウ 市民 | (58) |
| エ 議会・議員 | (57) |
| オー市長 | (12) |
| カ 職員 | (49) |
| キー行政運営 | (46) |
| ク 市民参加の推進 | (188) |
| ケ まちづくり活動 | (134) |
| コ 位置付け、進行管理等 | (26) |
| サ その他 | (8) |
| (3) その他の意見、感想など | 158 |
| 総数 | 1, 106 |

(1)検討プロセスに関すること

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|---|--|
| 1 | 今回の意見募集はどのような位置付けな のか。(5件) | 札幌市には、重要な政策の案を公表し、それに対する 市民意見を広く募集、公表し、その意見を生かして案を 決定する制度(パブリックコメント)があります。今回の意 見募集は、この制度に基づいて実施しています。その |
| 2 | アンケートは不要、市民に選出された議 員が回答すればよい。 (4件) | 際に、多くのご意見を出していただけるようアンケートを 併用したものです。 |
| 3 | 記名式には抵抗感がある、必要ならばその理由を記載すべき。(6件) | 意見募集が有意義なものとなるよう、ある程度責任ある 御意見等をお寄せいただくために、お名前とご住所の |
| 4 | はがきを利用するなどアンケート手法を 再考すべき。 (2件) | 記入をお願いしています。そのため、個人情報が守られるように封書で返信いただくこととしたものです。 |
| 5 | 内容がわかりづらい。(6件) | この条例は、まちづくりを進めるための基本的な考え 方などを定めるものですので、理念的な面があります。 少しでも多くの方にご意見をいただくため、資料の量を |
| 6 | 具体的な条例文案、報告書と素案の相 違点を示すべき。 (3件) | 抑えながら、冒頭の説明ではイラストなどを用いて親し みやすいものにするよう努めています。 |
| 7 | アンケートで市民が「主役」と言っている が、「主体」とは異なるのでは。 (1件) | 若者も含め、市民から幅広く意見をいただくため、「主役」という日常的な言葉や、イラストを使うなど、親しみや |
| 8 | 説明文にあった「札幌の今と未来を決める」は、漠然としていて何を表現しているのかわからない。 (1件) | すい資料作成に努め、無作為に選んだ15歳以上の市 民にも資料をお送りしました。 ご意見にある「札幌の今と未来を決める」とは、「まちづくりをしていく」という趣旨です。 |
| 9 | 猫のイラストは不適当。(2件) | ご指摘の趣旨は、今後、市政のいろいろな分野で市 民意見をいただく際に、生かすよう努めてまいります。 |
| 10 | この段階になって、アンケートで条例の 必要性を聞くのは疑問。(4件) | 条例の必要性について疑問があるというご意見もある ことから、今一度、市民意見の傾向を確認するため、必 要性についてお伺いしたものです。 |
| 11 | 条例を作る過程こそが大事。(1件) | ジ辛日のしわり タぼけ 佐ブ電和マスギナR 白沙の虫 |
| 12 | 条例の中身より条例制定のプロセスにおける自治の当たり前の理念の再確認が大切。(1件) | ご意見のとおり、条例を作る過程こそが市民自治の実践と考えております。検討に当たっては、公募市民を含めた市民会議での2年間の検討、ワークショップやフォーラム、地域説明会、アンケートなどを経て、多くの |
| 13 | 利害関係のない第三者を含めて条例案 を検討すべき。 (1件) | ご意見をいただくよう努めてまいりました。 |
| 14 | 条例案作成過程で市民会議委員が関わ るべき。 (1件) | 市民会議委員の方には、市の素案の内容や市議会で の議論の状況などをお伝えして、ご意見をいただいて おります。 |
| 15 | 職員全般の理解も不十分であり、現状の 見直しから始めるべき。 (1件) | 条例の検討段階から、職員の会議や職場ごとの研修、職員用ホームページなどで周知を進めてきました。 現状の検証は、市民自治性推進プラン策定時(H16年) |
| 16 | 新しいルールづくりには現行制度の検証 と評価が不可欠だと思うが、そのあたりが 明確ではない。 (1件) | や、市民会議の検討段階(H17年まで)において、現状と課題を整理しておりますので、これらを踏まえて、条例案の検討を進めてまいりました。 |

| 17 | 意見募集の結果が施策に反映されること が重要。(6件) | いただいたご意見は、条例案の検討で活用させていただき、素案を一部修正しています。また、制定後に条例に基づく取組を進める上でもご意見を生かしていきます。 |
|----|---|--|
| 18 | 市民への周知が不足しており、今後、市民へどう周知、理解を広げるかが課題 (全戸配布、マスコミの利用、イベントの活用、例示、勉強会等)。(18件) | H15年以降、広報さっぽろで特集すると同時に、市民会議ではイベントの実施、中間段階でのアンケートの実施などより広く市民に知らせるための取組を進めました。 |
| 19 | 積極的に関わる市民はもとより、若者など、より多くの市民に意見を聞くべき。(9件) | 今回の意見募集に際しては、3,000人を無作為に選ん で資料をお送りすると同時に、町内会や市民活動団体 にもご意見をお寄せいただくようお願いしました。また、 |
| 20 | 拙速に進めるべきでない、時間をかけ 様々な意見を集約すべき。 (8件) | 18年4月以降、地域や学校などでの出前講座による説明を100回以上実施してきております。 このように周知に努めてまいりましたが、条例制定後も一層市民周知に力を入れて行きたいと考えています。 |
| 21 | 再度パブリックコメントに付した上で、市 民投票を行い、市民の承認を得ることが 重要。(5件) | 今回の意見募集を踏まえて素案を調整した結果、骨格となる部分は変更ありませんでしたので、再度、パブリックコメントを行うことはせず、議会に条例案を提案しています。 |
| 22 | 結果報告をしっかり周知してほしい。 (1件) | ご意見の概要は、意見をお寄せいただいたみなさん には、郵送によりお知らせいたしました。 |
| 23 | ホームページを見られない人への配慮 が必要、結果を新聞などで見たい。 (2件) | ご意見に対する市の考え方については、今後、区役 所やまちづくりセンターに配置するとともに、報道機関 にも情報提供し、あわせて、ご希望の方には直接郵送 するなどの対応を取りたいと考えています。 |

(2)条例素案に関すること ア 条例の必要性等 (ア) 条例の必要性

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|---|---|
| 24 | 条例制定に賛成。(9件) | |
| 25 | 早期の条例制定を望む。 (4件) | |
| 26 | 住み良いまちづくりのために条例が必要 である。(13件) | |
| 27 | このような条例は既にあるものと思っていた。 (2件) | |
| 28 | 自治法に規定されている市民、市、行政、議会の構図はどうしても説明できないものがあり、正しい情報の公開のためにもこの条例が必要。(1件) | 市民自治によるまちづくりの基本的な理念や原則等を、条例として確立し、これを土台として、市民参加と情 |
| 29 | 初期の目的を失わずに条例制定して欲 しい。(1件) | 報共有を基本としたまちづくりを効果的に進め、市民が 主役となるまちの実現を目指します。 |
| 30 | 条例素案内容に賛成。(14件) | |
| 31 | 市民あってのまちづくりだから、市民も遠慮せず、市に発言していくことが大切であり、そのためにもこの条例は必要不可欠。(1件) | |
| 32 | 条例制定により施策のスピードアップを 期待。(1件) | |
| 33 | 情報提供や市民意見の反映が明文化されており大変良い。(1件) | |

171 件

| _ | 1 | |
|----|--|---|
| 34 | これをきっかけに市政への関心が高まればよいと思う。 (1件) | 条例の制定後も、地域、学校での説明会などさまざまな形で、市民自治に基づくまちづくりについて、広く市 |
| 35 | 市民参加の意識付けのために条例が必要である。(12件) | 民にお知らせしていきます。 |
| 36 | 条例は賛成するが、なくても住民主体の 行政でなければならない。 (1件) | この条例に基づいて、より具体的な他の条例や制度 |
| 37 | 条例制定前後で何が変化するのか、現 状にどんな問題があるのかわからない。 (1件) | 等を整え、市民が意見を出しやすくなる仕組みを充実します。 また、身近な地域での話し合いや活動を応援すること |
| 38 | 条例制定により、今より市民自治が進む とどうして考えられるのか理解できない。 (1件) | を条例に明記し、顔の見える身近な地域のまちづくりを 応援していきます。 |
| 39 | 経費をかけて条例を制定する必要はない。(3件) | |
| 40 | 当たり前のことを条例制定する必要はない。 なぜ条例化するのか理解できない (特に市長、議員、職員の規定)。(12件) | これまで、まちづくりの仕組みやルールの基本について、その全体像を定める条例がありませんでした。この |
| 41 | 実効性が伴わなそう、条例制定の手間と 実効性を考えると制定の価値があるのか 疑問。 (2件) | 条例が制定されることにより、市民、議会、行政が共通 の認識を持って、条例と整合を図りながら具体的な取組 を効果的に進めることができると考えています。 |
| 42 | 条例制定にどれだけ効果があるか疑問、他の具体的な条例や規則がある中、役割が見えてこない。(3件) | |
| 43 | この条例素案なら不要である。(3件) | |
| 44 | 具体性にかけ、条例制定そのものが目 的に思える。 (1件) | |
| 45 | 条例制定しなくても素案の内容はでき る。(12件) | この条例は、まちづくりの基本的な理念や原則を明確 |
| 46 | 条例が必要なのではなく、求める情報開 示があるまちづくりが必要。 (1件) | にするものであり、各条文との整合を図りながら、より 体的な計画や施策、事業が展開されていくことにな |
| 47 | 条例制定よりも先に現状を打破しなければいけないと思う。(1件) | す。 |
| 48 | 条例が制定されていなくても、市民がよく話し合ってまちづくりを進めて行けば良い。(1件) | |
| 49 | なぜ条例が必要か説明して欲しい。 (6件) | 財政状況が厳しい中、限られた財源で何を優先していくか、市民が納得できる形で選択していく仕組みが必要となっています。また、市民による活動が、さまざまに |
| 50 | なぜ自治基本条例の制定に向けた機運が盛り上がっているのかよくわからない。 (1件) | 展開される中で、これを応援し豊かな地域社会をつくることが重要と認識しています。 こうしたことを条例にはっきりと定め、市民、議会、行うが共通のルールに基づいて、より効果的なまちづくりを進めるために条例が必要と考えています。 |
| 51 | 条例に縛られたくない。(2件) | この冬周は、古政への古民会加の仏知りなな中土で |
| 52 | 条例制定により(市民の)活動が縛られて しまう。(6件) | この条例は、市政への市民参加の仕組みを充実する ことと、市民によるまちづくり活動を応援することにより、 多くの方がまちづくりに参加するようになることを目指す |
| 53 | 条例を制定してまで市民に何かを強いる のは適切ではない。 (1件) | |
| 54 | 常識的なことを守られない人には厳しい 条例も必要である。 (1件) | |
| | | |

(イ) 条例制定後の運用

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|--|--|
| 55 | 条例を制定するだけでなく、その後の運用が大切である。(20件) | この条例に基づく取組を評価し、必要な見直しを行う仕組みを条例の中に盛り込んでいます。 |
| 56 | 条例を作っただけでは市民の理解・協力 は得られないので、認知度を高め、地道 に実行していくことが必要。 (6件) | 条例によって何が変わるかをチラシ等を通じてお知らせするとともに、担当部局だけでなく区役所などと一体となって出前講座をはじめ、さまざまな方法で市民自治 |
| 57 | 条例制定によりどう変わるのかをわかるようにする必要がある。(1件) | によるまちづくりの周知に努めてまいります。 |

| <u>ウ)素</u> | 案の内容全体に対する意見 | |
|------------|--|---|
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 58 | 自治行政を目指す条例であるのに「市民 自治によるまちづくり」では、まちづくりの 持つ未来志向的な意味合いと矛盾しな いか。(1件) | 「まちづくり」とは、暮らしやすいまちを実現するための 活動と考えています。 自分たちのまちづくりのことは自 |
| 59 | 自治基本条例のはずなのにまちづくりの 話になっている。 (1件) | 分たちで考え、決める「市民自治」の考え方で、まちづく りを行うことが必要であると考え、この条例の制定の目的 としています。 |
| 60 | この条例は「自治のための条例」と「まちづくり条例」のいずれなのか。(1件) | |
| 61 | 基本理念・原則程度にとどめるべき。 (1 件) | 基本理念や原則のみでなく、まちづくりを進めていく 上での考え方や仕組みを条例で明記し、市民自治の実 |
| 62 | 市長、市議、行政職員等の任務や素質 等まで規定する必要はないのではない か。(1件) | 現のための仕組み全体を体系化することが重要と考えています。市民自治によるまちづくりの制度や仕組みを一覧できる、いわば「見取り図」をつくるために、他の条 |
| 63 | 他の法律・条例で規定されていることまで規定する必要はない。(1件) | 例や法律で規定されていることであっても、盛り込んで います。 |
| 64 | 各規定が抽象的であり、具体例、具体的手法を取り込んだ条例案を作成すべき、具体的に何が変わるのか。(16件) | 市民参加などの具体的な事例や手法は、条例制定後 も引き続き実践と調査研究を進め、市民、議会、行政が 共有し活用できるようにしていきたいと考えています。 |
| 65 | 先住民族であるアイヌの存在とその人権 の尊重、男女共同参画を基本として市政 に参加していくことを、盛り込むべき。 (1件) | 「前文」は先住民族の歴史を踏まえた記述とし、「互いを尊び、多様な価値観を認め合」うことを盛り込んでいます。また、市政への市民参加では、不当な不利益を受けないよう市が配慮する事項として、「性別」や「障がいの有無」に加えて、「文化的背景」を明記しています。 |
| 66 | 条例制定は幅広い年齢が理解し、「よ し、がんばろう」という気持ちになるような 持って行き方をして欲しい。(1件) | 多くの方に条例に親しみを持っていただくために「前 文」は、「です、ます」体とし、市民に長く親しまれてきた 市民憲章など、まちの歴史に触れています。また前文の 最後に「私たちのまちを私たちみんなの手で築いていく ために条例を制定」と表すことによって、ご意見の趣旨 を盛り込んでいます。 |
| 67 | 市民への行政の遵守事項を明記、罰則 規定も設け、市民の遵守は「期待」にとど めるべき。(1件) | 行政が市民に対して守るべき事柄は、「行政運営の基本」や「基本原則によるまちづくり推進」の中で詳しく盛り込んでいます。この条例は、市民がまちづくりの主体であることを理念とした上で、まちづくりにおける市民、議会、行政共通のルールであることから、市民についても「この条例の位置付け」の規定で「市と市民は、条例の趣旨を最大限に尊重」することを明記しています。 |

イ 総論関係(前文、定義、表現、基本理念、基本原則)

<u>110</u>件

| | | 意見の概要 | 110 市の考え方 |
|-----|------------|---|---|
| (| | | この条例は、市民自治によるまちづくりを実現するための、基本的な理念や原則等を内容としており、憲法に規定される地方自治の本旨とされる住民自治を具体化したものであると考えています。 |
| (| | 具体的なまちづくりとの関係がどうなるのかということがわかりにくい。(1件) | この条例は、まちづくりを広く捉え、各政策に共通する 市民参加や情報共有などまちづくりを進める上での基 本的なルールをまとめたものです。今後、この条例に基 づく、具体的な制度や仕組みを体系化するなどわかり やすい周知に努めていきたいと考えています。 |
| (ア) |) f | 前文 | |
| | | 意見の概要 | 市の考え方 |
| - | 70 | 「最高規範」ではなく「まちの最高規則」と の文言を明記すべき。(1件) | ご指摘のとおり、何のための最高規範なのか明確にしておくことは大切ですので、まちづくりを進めていく上で指針となるものとの意味で「まちづくりの最高規範」に修正します。 |
| - | 71 | 制定の意義の「また、将来的には・・・」以下の文章は、税収減と住民主体のまちづくりは関係ないので不要であり、あわせて趣旨の「こうした背景を受け…」は不要。(1件) | |
| - | 72 | 条例制定の背景で「将来的に大幅な成長を望めない経済状況」が挙げられているが、自治の重要性は、経済状況とはかかわりなく取り組まれるべきものであり、この表現は削除すべき。(1件) | ・条例案では削除しています。 |
| - | 73 | 札幌市民としての自覚を持ち、誇りがも てるようなものとする。(1件) | |
| - | 74 | 「この市民自治の理念を後世にも伝えて いく」旨を記載するべき。(1件) | 前文では、札幌の歴史、風土、自然環境を誇りとし、 |
| | 75 | 日々、皆が美しい札幌、良い札幌を作るため努力すべきである。(1件) | 先人の築いたまちを未来の世代に伝えていくこと、その ために市民自治を実感できるまちをめざすこと、みんな の手で自分たちのまちを築いていくことを述べていま |
| | 76 | 明るい未来と生活に希望とうるおいが持 てるような条例にして欲しい。(1件) | चे . |
| | 77 | 日常生活を向上、次の世代へ伝承でき るものとしてほしい。 (2件) | |
| - | 78 | 目標を定めることが必要である。 (2件) | この条例は、まちづくりを広く捉え、分野ごとの政策に共通する市民参加や情報共有などまちづくりを進める上での基本的な考え方等をまとめたものです。そのため、この条例に沿って具体的な制度や仕組みを整理していく段階で、ご意見にあるわかりやすい目標設定について検討したいと考えています。 |

| 79 | 「平和で安全、安心なまちづくりの実現に 取り組む」旨を加えるべき。(1件) | 札幌市が平和都市宣言を行っていることを踏まえ、前 |
|----|--|---|
| 80 | 目指すまちの姿として「平和憲法遵守」 の文言を盛り込む。(1件) | 文で「平和」について規定します。 |
| 81 | 市民憲章との関係を盛り込んだほうがよい。(1件) | この条例には、「市民憲章」の理念を一層推進する役割もあると考えますので、前文で「市民憲章を札幌の心 |
| 82 | 条例により市民憲章が更に輝くこと、実 現化することを期待。(2件) | としながら、先人の築いたまちを、更により良いまちにして未来の世代に継承」することを述べています。 |
| 83 | 市民憲章は既に内容面で見直し、改正 の時期に来ているのではないか (1件) | 市民憲章は、昭和38年に市民の総意として制定されたもので、その改正は昭和61年に一部改正したときと同様に、見直しを求める世論の高まりに応じて検討していきます。 |
| | 条例制定の目的は「市民自治」というよりは「地域自治」の実現ではないのか。(1件) | この条例の目的は「市民自治」の実現であり、そのためには地域における自治の拡充が重要と考えています。 |

イ)定義

| <u>1) ፲</u> | <u> </u> | |
|-------------|---|---|
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 85 | 「市民自治」の定義、理念規定が必要。 (1件) | 「市民自治」については、定義は設けていませんが、 前文で「自らの権利と責務を重く受け止め、多様な人の 縁と地域の絆を大切にして力を寄せ合い、まちづくりの |
| 86 | 「市民自治」、「まちづくり」、「まちづくり活動」の定義が必要。 (1件) | ために自ら主体となって選択し行動することにより、大都市でありながら一人一人の思いや声が調和の中で生かされる、市民自治を実感できるまち札幌を目指します」と表現した部分でご理解いただけると考えています。 「まちづくり」については、暮らしやすいまちを実現する |
| 87 | 「まちづくり(活動)」をわかりやすく明確に 定義すべき。 (6件) | ための公共的な活動の全体と捉え、定義しています。 「まちづくり活動」は、そのための活動とご理解いただけると考えますので、定義は設けていません。 |
| 88 | 「市民」の範囲に、外国籍の市民を含め るべき。(2件) | 札幌には8,000人を超える(H17年末・約8,600人)外国籍の住民がいます。こうした方々の力もまちづくりに生か |
| 89 | 条例の「市民」は国民に限定して欲しい。(1件) | していきたいと考えますので、この条例における市民は、日本国籍の人だけに限定しないこととしています。 |
| 90 | 知恵ある人間社会とは共存共栄の態勢 を維持推進することだと信じる。(1件) | |
| 91 | 在日外国人やアイヌやマイノリティの 人々に対し差別的扱いはせず、文化、 生活の多様性を尊重し、共生する社会 共同体を目指すべき。(1件) | ご意見の趣旨は前文に盛込むとともに、市民の責務として「相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進める」ことを明記しています。 市政への参加については、さまざまな事情にある方が不当な不利益を受けないよう、市が配慮することを規定 |
| 92 | 条例の対象として幼児から老年まで視野に入れ、心身の弱者への気配りは基本に置くべき。(1件) | しています。 |

| 93 | 「市民」の定義を明確にすべき。 (1件) | 「市民」は条例の重要な用語ですので定義を設けます。 札幌のまちづくりに多くの方の力を生かしていくた |
|------------|---------------------------|---|
| 94 | | 方も含む)、市外から札幌に通勤通学する人、企業など |
| 95 | 「市民」に「事業者」が含まれるべきなのか。(3件) | から生まれる子どもや、今後移住される方を含めるの は、適当ではないと考えます。 |
| 96 | 「信託」を定義すべき。(1件) | 信託とは「信じて託すこと」の意味であり、一般的に用いられている用語であるため、信託の定義は設けていません。誰が誰に何を信託しているのか、その考え方は「基本理念」で明記しています。 |
| <u>(</u> ل | 表現 | |
| | 1 | |

۲٦)

| <u>יל</u> | 表現 | | |
|-----------|--|--|--|
| | 意見の概要 | 市の考え方 | |
| 97 | 「自治基本条例」という言葉が最初に目につくと、その後の文章を理解することが難しい。 (1件) | | |
| 98 | 表現がわかりやすいのでよい。(1件) | 前文は「です、ます」体とし、わかりやすく、親しみやすいものとなるよう努めています。条文についても、分かり | |
| | 簡潔でわかりやすい条文にすべき。(1件) | やすくすることに努めていますが、正確な記述とするため、市政の専門用語を使わなければならない場合があ | |
| 100 | 文面が堅苦しいと市民を遠ざけるのではないか。 (1件) | ります。 今後、条例の解説書やパンフレットを作成する際は、 条例を分かりやすくお知らせする工夫をして行きたいと | |
| 101 | 高齢者、子どももわかる分かりやすい表現にすべき(平易、簡潔、カタカナ語を避ける・せめて括弧書きに、ルビ、具体例など)。(14件) | 考えています。 | |
| 102 | 情報提供や市民の市政参加について重 複して記載があるため簡潔にできるので は。(1件) | 行政運営における総合計画や、財政運営、行政評価では、それぞれの制度で分かりやすい情報提供や市民参加が重要との考えから、繰り返し表現をしているところですが、省略しても文意が読み取れる箇所については整理します。 | |
| 103 | 「…分かりやすい」「必要な…」「適切な …」とは具体的にはどのようなことを指す のか。 (1件) | 「分かりやすい」とは、例えば、難しい言葉や外来語はなるべく避けたり、注釈をつけること、イラストやグラフで表現することなどが考えられます。 「必要な」、「適切な」とは、この条例の基本理念や基本原則に沿って、最善の方法を選択していくことであり、なぜそのような選択をしたのか、きちんと説明できることだと考えています。 | |

| | 「努める」との表現が適切かどうかは規定内容により区 |
|--|---------------------------|
| | 別しています。 |
| | たとえば、議員の責務で「政策形成に反映するよう努 |
| | める」としているのは、最終的な決定は議会の議決によ |

市長、議員の責務が「努める」で、市民は 104 「責任を持つ」なのはどうなのか。 (2件)

たとえば、議員の責務で「政策形成に反映するよう努める」としているのは、最終的な決定は議会の議決によりなされるため、個々の議員は、必ずしも「反映する」と言えないためです。また「議会の機能の充実強化」「市長が広く市民の声を聞く」等の規定は、一定の時点で達成されたと判断できるものではなく、より良い状況を目指して常に努力すべきことであるためです。

「市民の責務」で「責任を持つものとする」としているのは、その内容が倫理的なものであり、「努める」との表現になじまないためです。

(工) 基本理念

a 市民主体

| ~ I | た土体 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 105 | 市民がまちづくりの主体であるのはよい。 (1件) | この条例では、市民による活動がまちづくりの原点で あること、市民が直接出来ない部分を市長や議員に任 |
| 106 | 市民は自治の「主催者」であることを盛り 込むべき。(1件) | せていることを前提に、市民、議会、行政が連携してま ちづくりを進めていくことを基本理念としています。 市民自らがまちづくりを行っていく主体であるということ |
| 107 | 「市民主権」を明記すべき。(1件) | と、市民の視点や意見を尊重して市政を運営していくということも含めて「市民がまちづくりの主体」という表現を基本理念で用いています。 |
| 108 | 「市民主体のまちづくり」が実際に行われていかなければならない。 (2件) | この条例で「市民がまちづくりの主体」であることを位置付け、市政に市民意見を反映させ、市民によるまちづくり活動を支援するための取組を進めていきたいと考えています。 |
| 109 | 本来行政が行うべきことを市民に負担させないで欲しい。 (7件) | この条例は、行政運営について、市民の意見を反映 するための仕組みなどを定めるもので、市民に負担を 強いるものではありません。 |
| 110 | 市民の意見や意識を最初に把握して市 政を進めることが大切。(1件) | 市民の思いや意見を尊重して、市政を進めていくことを明らかにするため、議会や市長の責務に「市民意思を把握」することを明記するとともに、「市民参加の推進」の規定では、政策の立案段階から市民意見の反映に努めなければならないことを盛り込みます。 |
| 111 | 「市民がまちづくりの主体」であることを強調し過ぎると、市民は自分たちが考えたことがすべて実現すると錯覚するのではないか。(2件) | 市政運営に当たっては、市民意見の反映に努めると 同時に、社会環境の変化も見据えた中長期的な展望を 持って判断していくことが必要です。そのことを「まちづ |
| 112 | 市民の意見そのままではなく、それを基 礎に行政運営すべき。 (1件) | くりの基本原則」では、「市(議会と市長等)は公正かつ 誠実に市政を運営する責任を負う」と表現しています。 |

b 信託に基づく市政

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 113 | 市民から選出された市長、議員を通して 十分民意を反映できる。(1件) | 限られた財源の中で、市民が納得できる市政運営を 行っていくためには、市民の多様な意見を把握し、市民 の合意をつくっていくことが重要との考えから、市長、議 員が市民参加を進め、市民の意思を尊重することを「ま ちづくりの基本原則」に明記しています。 |
| 114 | 市民の直接参加にかかわる記述が目立つ結果、多様な市民意見を踏まえつつ、他の要素も加えて総合的な考慮に基づき最終的に判断するのは、市長など代表者であり、代表者はその判断について市民に対し政治的責任を負う、ということが見えにくくなっているため、誤解されないようにする必要がある。(1件) | ご意見のとおり、地方自治の根幹である代表民主制を 機能させていくことが重要であると考えます。その趣旨 は「まちづくりの基本原則」で、「市政を運営する責任を 負う」と表現を追加します。 |
| 115 | すべてを市民に聞くのではなく、選挙で 選んだ議員・市長(等行政)がリードして いって欲しい。(2件) | |
| 116 | 市政を担当する市長、議員はビジョンを 示し、リーダーシップを発揮して、職員も 自覚を持って市民をリードして欲しい。 (3件) | ご意見のとおり、市政を担う市長、議員が市民に対して自らの考え方を明らかにすることは大切なことです。 そのため、その旨の表現を追加します。職員については、「全体の奉仕者として」という部分に、自覚するという意味合いを込めています。 |
| 117 | 市民の意見を聴き、納得のいく事は即実 行してほしい。(1件) | 市民意見を把握し政策に反映していくことは大切なことだと考えています。市長、議員の役割では、市民意見を把握し、政策の形成等に反映すること、職員の責務では、市民の視点に立って職務を行うことを規定しています。 |
| 118 | 「市政運営に市民参加」というのは信託と 両立できるのか、整理する必要がある。 (1件) | 市政の基本は代表民主制ですが、議会や市長が市 政を進めていくにあたって、市民の意思を尊重していく |
| 119 | 「議会・議員」と「市民」の役割分担(委任 範囲)を明確にする必要がある。 (1件) | ことが大切です。そのことを「まちづくりの基本原則」で 明らかにしています。 市民の意見を十分に聴き、尊重した上で、市長と議会 |
| 120 | 市民の行政に対する信託の度合いが高 まっている傾向にある。(1件) | がそれぞれの権限に属することを判断することが「まちづくりの基本原則」で明らかになっていますので、市政への市民参加と信託とは両立できると考えています。 |
| 121 | 信託は「白紙委任」ではなく、限定的な 委任であることを明示すべき(意見募集 資料の説明にある「市長と議員を選んで 市の全体のことを任せます」はおかし い)。(3件) | ご指摘の説明文は、意見募集資料が親しみやすいものとなるよう工夫したもので、条文では用いていません。 基本理念では「市政は、市民の信託に基づくものである」ことを明確にするとともに、市長や議会の各項目で 「市民意思を把握し、政策の形成に反映する」等の表現 |
| 122 | 「信託」に引っかかりを感じる。(1件) | を盛り込んでいます。これは、「白紙委任」ではなく、市 民の意見を踏まえて、議会や市長が責任を持って判断 することを表しています。 |

c 市民・議員・市長と職員の連携

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 123 | 市長、職員、議員、市民が連携してまち づくりをする体制を整えるべき。(3件) | 基本理念で、市民、議員、市長等と職員がまちづくり において連携して取り組んでいくことを明記していま す。 |
| 124 | 行政・議会・市民の相互コミュニケーションを位置づけるべき。(1件) | また、市長と議員それぞれの規定で「まちづくりについての考えを市民に明らかにし、広く市民意見を聴く」としています。 市長と議会の関係では、議会は執行機関を監視する |
| | 行政と市民が何事も協力し合えれば、 もっと行政が身近に感じられると思う。 (1件) | では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 |

d その他

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|---|
| 126 | 基本理念はある方が良い。(1件) | 平和、人権、環境に関することは、まちづくりで大切に |
| 127 | 平和・環境保護・基本的人権の擁護の三点を条例遂行上の理念とする。(1件) | すべき事柄として前文に盛込んでいます。この条例の 目的は、「市民自治によるまちづくりの実現」ですので、 基本理念では、「市民がまちづくりの主体であり、市政 は市民の信託に基づくこと」、「市民、議員、市長と職員 |
| 128 | 議会と行政は市民の基本的人権を擁護する防波堤として存在するということを明記すべき。 (1件) | が連携して市民自治によるまちづくりに取組むこと」を盛り込んでいます。 |

(オ) 基本原則 a 市民参加、信託と責任

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|---|
| 129 | 市民参加を理念とすることは必要。 (1件) | この条例全体に通じる「まちづくりの基本原則」で、市民参加を明記しています。 |
| 130 | 市民参加ではなく市民参画にするべき (「参画」でなければ責務はない)。(1件) | 「参画」とは一般的に「計画の立案段階から加わること」とされていますが、基本原則では、より広く、まちづくりに関心を持つことも含めて「参加」と表記しています。市民の責務で、「参加に当たっては、発言と行動に責任を持つ」としているのは、法的責任を問うものではなく倫理的責務ですので、市政への参画に限らず幅広い参加の場面で当てはまるものと考えます。 |
| 131 | 「議員の候補者」が基本原則に出てくる のは意味が不明。(1件) | 「自らの考えを明らかにする」ことは、候補者よりも、まず現職の役割とすることが適切との考え方から、ご指摘の点については、基本原則からは削除し、「市長」「議員」の規定にその趣旨を盛り込みます。 |
| | 信託と責任の原則で「信託」とは「白紙委任」ではないことを盛り込む。(1件) | ご意見のとおり「信託」は白紙委任ではないと考えています。基本理念で「市政は、市民の信託に基づくものである」ことを明確にするとともに、市長や議会の各項目で「市民意思を把握し、政策の形成に反映する」ことを盛り込んでいます。 |

b 情報共有

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|--|--|
| 1 | 意識が高まり、また、参加することにより、 更に深く知りたくなり、自分自身の向上 | ご意見のとおり、参加と情報共有が重要と考えますので、この二つをまちづくりの基本原則に明記し、より多くの方がまちづくりに参加しやすくなるような取組を進めていきたいと考えています。 |

| 134 | 全ての行政情報を市民も持つことを原則 とするべき。(1件) | まちづくりの基本原則のひとつとして 情報共有を明記しています。これをさらに具体化するために、情報公開、情報提供に関する規定や、個人情報の保護に関す |
|-----|--|---|
| 135 | 市民も含めた市全体で共有できるシステム作りが必要。(1件) | る規定を置いています。また、分かりやすく迅速に情報 を提供できるよう、情報の収集、管理に努めることを明 記しています。 |
| 136 | 情報共有とは、同じ量の情報を持つこと だが、市が積極的に提供しなければ難し い。(1件) | 市から積極的に提供することは大切ですが、市政情報は膨大であり、行政がお伝えすべきと考えることが、市民の知りたい情報と一致しない場合もあります。そこで、速やかに情報提供できるよう、まちづくりに必要な情報の収集と適切な管理についての規定を追加します。 |
| 137 | 情報は共有ではなく、信託された側が提供すべき。(1件) | まちづくりを進めるためには、地域の実情や課題などの情報も必要ですので、こうした情報を共有した上で市民同士や、市民と市が議論していくことが大切だと考えています。 |

ウ 市民 (ア<u>) 権利と責務</u> 58 件

| ア <u>)</u> 1 | 権利と責務 | |
|--------------|--|--|
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 138 | 社会における生活マナーは互いに守ら れなければならない。(1件) | 誰もが暮らしやすいまちを実現していくためには、市 民同士が尊重し合い、理解と協力に基づいてまちづくり を進めていくことが大切ですので、こうしたことを市民の 責務として明記しています。 |
| 139 | 市民の権利だけでなく責務についても周 知をはかってほしい。(1件) | |
| 140 | 市民の権利と責務は一体のものであるので、バランスを取って提示することが必要。 (3件) | |
| 141 | まちづくりは市民の権利と責務であることを市民が自覚、意識できるようにすることが必要。(3件) | |
| 142 | 市民の権利だけでなく、責務の内容も強調・明確にすべき。(8件) | |
| 143 | 権利を規定する場合には義務を同時に 明記してほしい。 (1件) | |
| 144 | 権利を主張するばかりの人が多いが、その前に(同時に)責任を果たすことが大切。 (5件) | |
| 145 | 個人の権利、意見の尊重は当然だが、 それと同じく社会の一員として、公共の 為に協力や妥協する義務も求められる。 (1件) | 市民の権利と責務の規定は、多くの方の納得と共感をいただけるようバランスを考慮しました。 周知にあたっては、より多くの方にまちづくりに参加いただけるよう、まちづくりの主体は市民であるという根本 |
| 146 | まちづくりは市民の権利と責務であること を明示すべき。 (1件) | 11 × 11 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 × 1 |
| 147 | 市民の権利と責務について考える事が 大切。(1件) | |
| 148 | 権利に見合った責務があることの表現は 大事だが、責任を持たされるならまちづく りに参加しないということにならないか。 (1件) | |
| 149 | 社会人としての自覚を市民はもっと持つべき。(1件) | |
| 150 | 責務としている内容は当然のことで不 要。(1件) | |
| 151 | この条例を地域の憲法にするなら、市民 の権利を守るために行政があるので責務 は不要。 (1件) | |
| 152 | 市民は互いにまちづくりに参加するに当たり、自らの発言と行動に責任を持って暮らしやすい地域のまちづくりをしていくべき。(1件) | ご意見の内容は、市民の責務として規定しています。 |
| 153 | 市民相互の理解と協力のもとで、まちづくりしてほしい。 (1件) | |

| 154 | どの地域でも同一サービスを受けられる ようでないと参加する権利も無意味。(1 件) | 税や健康保険のように市内どの地域でも同じサービスを受けられることが必要なものもありますが、地域の特性を生かし、地域の方との協働によって進めていく分野のものもあると考えています。 |
|-----|---|--|
| 155 | 市民主権を明記することが大切で、権利 に義務はつき物ではない。(1件) | この条例では、より多くの方の参加によってまちづくりを進めていくことを重視しています。 「まちづくり」を、市役所や議会の活動だけでなく、市民による活動を含む広い意味を持つものとし、市民は、自らまちづくりに取り組む主体であることを考慮しますと、「主権者」より「主体」の方がふさわしい表現と考えました。 責務については、倫理的な責務として、多くの市民の方に納得いただける内容と考えております。 |
| 156 | 責務を果たさないことに関し罰則を設けることはできないと思うが、単なる努力を期待するのみでは憲章的なものとの違いが明確でない。(2件) | 憲章と条例の違いは、条例が法的な形式を持つことにあります。また、この条例に沿って、他の条例でより具体的に制度を規定したり、計画や事業で市民自治のための取組みを推進することになります。 |
| 157 | 市民の責務を具体的に表現すべき。 (1 件) | この条例の市民の責務では、多くの市民の方にご理解いただける基本的な事柄を規定しています。より具体的なルールは、まちづくりのそれぞれの場面で決めていくべきことと考えています。 |
| 158 | 町内会や地域への参加を責務とできないか。(1件) | 条例で町内会等への参加を責務として規定することは 難しいと考えておりますが、まちづくりに参加することは 大切であり、ご意見の趣旨を踏まえ「まちづくりに参加す るよう努める」との規定を追加しています。 |
| 159 | 市民の責務の代案として「市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、参加するに当たっては、相互の理解と協力に基づいて積極的な役割を果たすこと」のようにしてほしい。(1件) | ご意見の趣旨を踏まえ「まちづくりに参加するよう努める」との規定を追加しています。 |
| 160 | 市民も市政に関心を持ち行政まかせの 自治から脱皮しなければならない。 (2件) | ご意見のとおり、より多くの市民に市政や身近な地域 のまちづくりに関心を持っていただけるよう、この条例を 制定したいと考えています。 |
| 161 | 市民自治を担うだけ、市民意識は熟成されていないのではないか。(1件) | 市内では、町内会の活動、さまざまな分野でのNPOの活動など、多様な取組が展開されています。こうした活動に参加し、市政にも意見や提案をされる市民が増えるよう、条例の周知や、市民参加推進のための取組を進めていきたいと考えています。 |
| 162 | 住民意識の高揚と連帯感を持たせること が必要。(1件) | ご意見の趣旨は、前文の「私たちのまちを私たちみんなの手で築いていく」、市民の責務の「相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進める」、「市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努める」などの規定で盛り込んでいます。また地域の主体的な取り組みを支援していくため、「身近な地域におけるまちづくりの推進」の節を設け、区やまちづくりセンターを拠点としたまちづくりを地域の方々とともに進めていくこととしています。 |

| 163 | 地区住民が職員となり、住んでいる地域 の活性化及び責務を担うべき。 (1件) | ご意見のとおり、地域に住んでいる方が地域の活性化を担っていくのは大切なことと考えています。地域の活性化のために、まちづくりセンターを拠点としてどのように地域活動を支えていくか、住民の方にどのような役割を担っていただくか、今後も検討していく予定です。 |
|-----|--|--|
| 164 | 対象となる「市民」が限定的である印象。 (1件) | 札幌に関わりのあるさまざまな人の力がまちづくりに生かされるよう、市民の範囲は、市内に住所を有する人や法人のほか、市外から通勤通学している人、また、市内で活動する人や団体(町内会、商店街振興組合、NPOなど)を含んだ広いものと定義しています。 |
| 165 | まちづくりに参加する権利の表現を「参加することができる」ではなく「参加する」 にすべき。 (1件) | 「権利」を行使するかどうかはそれぞれの方の判断ですので、「できる」と表現しています。「市民の責務」では、「まちづくりに参加するよう努める」と規定しています。 |
| 166 | 市民の権利に「市民の知る権利」を盛り 込む。(1件) | 市民の知る権利については、「市政の情報を知る権 利」を規定しています。 |
| 167 | 「市民の知る権利」をどう具体化するかが市民参加のまちづくりのポイント。 (1件) | 市民との情報共有を進めるため、「情報共有の推進」 の規定では、まちづくりに必要な情報を速やかに分かり やすく提供することを明記しています。さらに、まちづくり |
| 168 | 「市政の情報を知る権利」ではなく、行 政が進んで情報公開するという趣旨の文 章に変更すべき。 (1件) | センターを拠点とした情報共有に関する規定を置いて |
| 169 | 市民の権利では、まちづくりへの参加、 市政情報を知ることが「できる」となっているが、市民は政策形成、政策実行、およ び政策評価のすべての段階に参加し、 意見表明、提案する「権利がある」を定め るべき。(1件) | 市政への市民参加を進めるため「基本原則によるまちづくりの推進」の規定では「政策の立案、実施、評価等の各段階における積極的な情報提供」や、「各段階において、市民意見が適切に反映されるよう努める」ことを市に義務づけています。 |
| 170 | 市の情報を分かりやすく積極的に公開することが大事であり、「市民は市政に関する情報について知る権利を持っています」のほうが適切。(1件) | 市政の情報を知る権利については、その内容を分かり やすくするために「公開又は提供を求めることができる」 との表現にしています。 |
| 171 | 市民に「発言と行動に責任を持つこと」 を規定するなら、議員、市長、職員も規 定すべき。(1件) | 市民の責務で「発言と行動に責任を持つ」としているのは、「まちづくりへの参加」に当たっての倫理的な責務です。議員、市長と職員はその職務遂行において、当然に、責任ある発言と行動が求められます。その上で、議員、市長については「公正かつ誠実に職務を遂行する」こと、職員については「全体の奉仕者として公正かつ能率的に職務を遂行する」ことを規定しています。 |
| 172 | 勤労者にはまちづくり活動への参加は難 しい。(1件) | 市政への市民参加の機会を設ける場合には、「年齢、性別(略)等により不当に不利益を受けない」よう配慮することを規定しており、日中勤務している方も参加できるよう、夜間や土日祝祭日に参加機会を設けることも含めて考慮してまいります。 市民の責務では「互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進める」ことを規定しており、市民相互に、それぞれの立場や事情などを認め合うこと前提としています。 |

(イ) 事業者

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 173 | 様々なタイプの事業者があり事業者の責務は規定する必要ないのではないか。 (1件) | 事業者のさまざまな活動が地域社会に与える影響が 決して小さくないことから、事業者の責務を盛り込んで います。 事業者による社会貢献活動には多様な形があり、まち |
| 174 | まちづくりに参加するうえで仕事との両立が大変。事業者の義務として社員の社会 貢献活動への参加を盛り込めないか。 (1件) | づくり活動への経済的支援や施設、設備の提供、社員のボランティア活動の参加促進などさまざまな取組がされています。こうした取組がさらに広がり定着していくことを期待し、この規定を設けていますが、どのような形でまちづくりに関わるかは、それぞれの事業者の判断にゆだねられるべきものですので、条例で社会貢献の個別 |
| 175 | 具体的な責務にできないか。(1件) | 的具体的な手法を明示し責務とすることは難しいと考え ています。 |
| 176 | 「地域社会の恩恵を受けていることを認 識」と入れてはどうか。 (1件) | 事業者の事業活動や社会貢献活動は、地域社会の発展に寄与していることから、事業者が一方的に「恩恵を受けていることを認識」よりも「地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識する」ことが、事業者の責務としてふさわしいと考えます。 |
| 177 | 事業者の責務が規定されているが、それが遵守されない場合の対応が明確でない。(1件) | この条例は、まちづくりを進めていく上での基本的な理念や原則、市民(事業者を含む)、議会、行政の役割を明らかにするものですので、活動を規制したり、強制するものではありません。 |
| 178 | 事業者の責務はそのまま市民の責務と して規定するべき。(1件) | 事業者は、市民に含まれますので「市民の責務」の規定が適用されます。その上で、事業活動や事業者による社会貢献活動が地域社会に与える影響が大きいことから、事業者には特別に責務を規定しています。そのため、事業者の責務の内容を、市民すべての責務とすることはバランスを欠くと考えます。 |

工 議会・議員 57 件

(ア)議会制度

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 179 | 議会の施策提案権、条例制定権等を自 治基本条例でも明文化すべき。(1件) | 議会の議事機関としての役割には、条例の提案を含めた政策形成があり、ご意見の趣旨は、「政策形成機能 |
| 180 | 議会制の充実を図ることが先決では。 (1件) | の充実を図る」と表現しています。 |
| 181 | 「団体意思を決定する議事機関」の"団 体"とは具体的にはどのようなことなの か。(1件) | 「団体」とは、地方公共団体を指しています。ご意見を 踏まえて、わかりやすい表現とするため「本市の意思を 決定する機関」と修正します。 |
| 182 | 市政に市民が直接参画する段階になるほど、議会と市民の役割のあり方を検討していくことが大事(議会の縮小もあるのでは)。 (4件) | 市政運営において、市民意見を聴く機会を設けることは、代表民主制を補完するものであり、これを否定するものではありません。 市民参加と議会の役割の関係について、「まちづくり |
| 183 | 市民参加は議会制を否定することにならないか。(2件) | の基本原則」では「市(議会及び市長等)は、市民の信 託に基づき、公正かつ誠実に市政を運営する『責任を |
| 184 | 議員主導になりすぎないほうがよい。 (1 件) | 負う』」こと、「市政への市民参加を推進し、市民の意思 を尊重する」ことを規定しています。 |

| 185 | 議会についても市民の意見を尊重、行 政へ反映させる運営をすることを規定す べき。 (1件) | |
|-----|---|--|
| 186 | 議会は行政の方針を表明する場ではなく市民意見を反映させる場であってほしい。 (1件) | 「まちづくりの基本原則」では、「議会と市長等」は「市 民の意思を尊重する」こと、「議会」の規定では「市民の 意思を把握し、政策の形成に反映させること」、「広く市 |
| 187 | 議会に市民参加すると変化があるはず。 (1件) | 民の声を聴く機会を設けること」と明記しています。 |
| 188 | 議会に市民参加枠を作るのも一案では。 (1件) | |
| 189 | 議会の市政チェック機能を強化すべき。 (2件) | 条例では、議会による執行機関監視の役割を明記した上で、積極的な調査研究を行うことを規定しており、 そのことが、議会による市政のチェック機能の強化につながるものと考えます。 |
| 190 | 議会・議員活動の様子がもっとわかるよう にしてほしい。 (2件) | |
| 191 | 議員と市民の市政に関する情報交換を 具体的に推進するための制度的規定が 必要。(1件) | |
| 192 | 議員にはわかりやすく情報や政策を公開してほしい(議員に市政報告を義務付けるのも一案では)。(3件) | ご意見の趣旨は「議会は審議に関する情報を公開する」「議会の活動内容に関する情報を積極的に市民に 提供する」「議員はまちづくりについての自らの考えを市 |
| 193 | 広く市民の声を聴くための具体的な方策 を条例に盛り込むべき。(1件) | 民に明らかにするとともに、広く市民の意見を聴」くとの 規定に盛り込んでいます。 |
| 194 | 市民の議会や議員へのチェック機能を 強くすべき。 (3件) | (市議会の本会議は、すでにインターネット中継が実施されています。) |
| 195 | 委員会など議会議決にいたるまでの過程についてもインターネット中継するといいのではないか。(1件) | |
| 196 | TVの活用など議会を(直接・間接に)傍聴できる機会が多くなってほしい。 (1件) | |

(イ) 役割、責務

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 197 | 議会・議員の役割、責務を明記すべき。 (3件) | 議会・議員については、市民自治によるまちづくりを進めていくために必要なこと規定しています。 議会の規定では、「市の意思を決定する機関」、「執行機関を監視する機関」という基本的な役割を明記し、その方法がはなながることが記 |
| 198 | 議会・議員についての規定は平和憲法 と条例遵守規定のみでよい。(1件) | の充実強化に努めること、さらに、市民の意思を把握 し、政策形成に反映させることを定めています。 議員の役割としては、「広く市民の声を聴」くこと、「総 合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を遂行する」 こと、「調査研究活動などを通じ、議会の審議、政策立 案活動の充実に努める」ことなどを規定しています。 |
| 199 | 議員の役割と責務のところで「意見交換」 よりは「討論」を期待したい。(1件) | 議会の規定では「十分な討論」を規定していますが、 個々の議員については、さまざまな形での活動が考え られますので「総合的な視点に立った職務遂行」と、より 包括的な表現に変更しています。 |

| 200 | 議員を年長者中心にすれば、監視機能 も高まり、費用も少なくてすむのでは。 (1件) | 議員に立候補できる要件は地方自治法で定められており、また、どの候補者に投票すべきかは、個々の有権者の判断に委ねられますので、ご意見の趣旨を条例で表現することはできないと考えます。 |
|-----|--|---|
| 201 | 政策面での議員の役割が重要(将来に向けた提案を望む、条例でも研鑽に努めることを明記すべき)。(9件) | ご意見の趣旨を踏まえ、議員が「調査研究活動を通 じ、議会における審議及び政策立案活動の充実に努め る」ことを規定しています。 |
| 202 | 議員は市民へのサービスの対価として税 金から報酬を得ていることを忘れてはな らない。 (1件) | 議会の規定では「市民の意思を把握し、政策の形成 に反映させる」ことなどを定めており、議員はそのために 公正誠実に職務遂行することを明記しています。また、 |
| 203 | 議員活動費を精査すべき。 (2件) | 政務調査費の使途についても公表を進めています。 |
| 204 | 議員は定数削減すべき。(3件) | 議員の定数に関しては、地方自治法で人口に応じた |
| 205 | 議員定数の定期的見直しと住民投票に よる定数決定を規定すべき。(2件) | 上限が定められていますが、本市ではそれを上回らない定数を別に条例で定めています。 |
| 206 | 議員は単なる地域代表ではなく、市民全体のことを考えて行動してほしい。 (1件) | 議員と選出区の住民との連携は重要ですが、市民の |
| 207 | 選挙活動に重心を置きすぎている。 (2件) | 代表として全市的観点での判断も求められることから、議員は「総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を |
| 208 | 地元議員と地域活動・連町(町内会)が 連携すべき(連町会議への出席・公式記 録化、町内会長の兼務など)。(3件) | 遂行する」と規定しています。 |

オ 市長 (ア<u>) 役割、責務</u> 12 件

| <u>, </u> | 区制、頁務 | |
|---|---|--|
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 209 | 市長の責務について、もう少し強調すべき。 (1件) | 市長の責務については、「市の代表として」、「公正か |
| 210 | 憲法、条例の遵守、選挙公約の実現、リコールを規定すべき。 (1件) | つ誠実に」職務を行うこと、「市民自治によるまちづくりを 推進するために、市民の意思を把握し、市政運営に反 映させる」ことを総括的に規定しています。憲法、条例の 遵守については、市長として当然すべきことであること、 リコールは地方自治法の定め以外に規定する内容がな いことから、この条例では定めていません。 選挙公約の実現については、さまざまな考え方があ り、慎重に検討すべきと考えます。 |
| 211 | 各区の市民参加の場に出席して地域の 実情を把握し、市政に活かしてほしい。 (2件) | 市長の責務では「市民の意思を把握し、市政運営に 反映させる」こと、「まちづくりについての自らの考えを市 民に明らかにするとともに、広く市民の声を聴くよう努め る」ことを定めています。 具体的な取り組みとしては、タウントークや、各区の市 民参加の場などで、地域の実情を把握していくことが、 これに当たります。 |

| 212 | 市長は市民の代表である議員の意見を 尊重して市政運営すべき。(2件) | 議会と市長は、ともに市民の代表であり、議会は、市長の行政執行を監視したり、市長が作った政策案を、審議し決定する関係にあります。このため、市長が議員の意見を「尊重する」と規定するのはなじまないと考えます。「基本理念」では「議会及び市長は緊張関係を適切に保ちながら市政を進める」と規定しています。 |
|-----|---------------------------------------|--|
| 213 | 市長の多選弊害防止を検討すべき。 (1件) | この条例は、まちづくりを進めていく上での仕組みや ルールの基本を明らかするもので、現段階で、誰もが当 然と思う事柄を中心に規定しています。ご意見の趣旨に ついては、その論議の動向を踏まえて検討する必要が あると考えます。 |
| 214 | 市長はポリシーを持ってリーダーシップ を発揮してほしい。 (1件) | ご意見の趣旨は、市長の役割と責務で「まちづくりに ついての自らの考えを明らかにし、広く市民の声を聴」く と規定し、市長は積極的に市民に自らの政策を伝えるこ ととしています。 |

(1) 宣誓

| 1 <u>/</u> | <u>_</u> | 旦言 | |
|------------|----------|---|---|
| | | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 2 | 15 | 市民にもこの条例を遵守してもらうなら、 市長個人ではなく、市長が「市民を代表 して」宣誓すると規定すべき。(1件) | 条例素案では、市長が市政の代表者として率先してこの条例を遵守していくべきことを自覚するとともに、そのことを市民に広く示すために、就任時に、この条例の遵守を宣誓することとしていました。 しかし、この「宣誓」の意義について疑問視する意見 |
| 2 | !16 | 市長が宣誓するなら、議員、職員も宣誓すべき。(3件) | が、議会での質疑や、出前講座での市民意見でも多く ありました。そのため、「宣誓」という形にこだわる必要が ないことや、市長の役割と責務に「まちづくりについての 自らの考えを明らかにする」との規定を追加したことか ら、削除しました。 |

49 件 カ 職員 (ア<u>) 責務</u>

| <i>,</i> , , | 意見の概要 | 市の考え方 |
|--------------|--|--|
| 217 | 全体の奉仕者、市民のために働くという 熱意が必要。 (4件) | 職員の責務で、「全体の奉仕者」と明記しています。 |
| 218 | 条例を活かしていくためには職員のプロ 意識、意識改革が必要。(7件) | 職員がこの条例を理解し、市民とともに自治を進めていくことが重要と考えていますので、「職員の育成」の規 |
| 219 | 条例の精神を全職員に徹底することが 重要。(1件) | 定で、市民自治によるまちづくりを推進する職員の育成に努めることを規定しています。 |
| 220 | 地域などでの職員のボランティア活動へ の参加を責務としてはどうか。(1件) | ご提案の視点は大切なことと考えており、「市民自治推進プラン」(この条例制定に先立って行政が取り組むべきことをまとめたもの)にその旨を規定し、取り組みを進めているところです。 |
| 221 | 職員の責務について、もう少し強調すべ き。 (1件) | 職員は、市長等の執行機関に属し仕事をしていますが、市民にもっと身近な存在であり、それぞれの職務の |
| 222 | 職員が積極的に行動すべき。(2件) | 中で市民の視点に立って考え、創意工夫を発揮しながら仕事を進める立場です。そのことを明確にし、市民自治によるまちづくりを進めるために「職員の責務」と「職員の育成」に関する規定を設けています。 |

| 22 | 「憲法」及び条例遵守宣誓規定を入れ る。 (1件) | 憲法及び条例遵守の宣誓は、既存の「札幌市職員の服務の宣誓に関する条例」で規定しています。 |
|--------------|---|---|
| 22 | 1れる。(1件) | ご意見にある「市民の為に、『誠実に職務を行うこと』」 を受け、「市民の視点に立った職務遂行」という表現を 追加します。 |
| 22 | 市民の為に知り得た情報の公開を入れる。(1件) | この条例では、公文書公開制度のほか、「情報提供」 |
| 22 | 市民からの情報提供の求めがあった場合には、当時の担当職員が異動などになっていても責任を持つと言うことを明記すべき。(1件) | の規定として「まちづくりに必要な情報について、速やかに、かつ、分かりやすく市民に提供するよう努める」ことを定めており、人事異動等があっても、組織として情報提供を進めていくことを明記しています。 |
| | 7 職員主導で物事を進めすぎないようにしてほしい。 (1件) | 基本理念では「まちづくりは、市民が主体であること」 を、基本原則では「市民参加」を明記しております。さら に、職員の責務で、「市民の視点に立って職務を遂行 する」ことを規定し、市民の意見を十分に踏まえながら、 まちづくりを進めていくこととしています。 |
| (<u>1</u>) | 育成 | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 22 | 3 職員資質の向上、人材育成が必要、強調すべき。 (8件) | 市民自治によるまちづくりを進める視点から、「職員の 育成」については、「適材適所の配置や登用、職務能力 の開発等を通じて、市民自治によるまちづくりを推進す |
| 22 | 具体的にどのような方法で職員の育成を 行うのか。(1件) | る職員を育成」することを明記し、職員研修の充実や学習環境づくりなどを進めていきたいと考えています。 |
| 23 | 」理念ばかりではなく、日常的に市をよくしていく努力をするべき。 (1件) | |
| 23 | 市民に理解されるためには職員の職務 見直しが必要。(1件) | 職員の責務で、「市民の視点に立って職務を遂行する」こととしています。このことにより、市民の皆さんの意見に耳を傾け、ご意見をまちづくりを進めるために生か |
| 23 | 管理職が頻繁に変わることにより方針まで頻繁に変わってしまうことがないようにしてほしい。 (1件) | していきたいと考えています。 |
| (ウ) | その他 | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 23 | 職員の責務が必要であれば、倫理規定 も制定すべき。 (2件) | 職員の責務に「全体の奉仕者として、公正に職務を遂 行しなければならない」ことを明記しており、この中に誠 |
| 23 | 自らが市民からチェックされていることを おこれず職務を適切に遂行してほしい。 (1件) | 実に職務を遂行するという倫理的な意味合いも含まれていると考えています。 |
| 23 | 氏名の明示、「接客」としての挨拶、受け答えをしてほしい。 (3件) | あいさつなど接遇改善や名札の着用については、平成16年4月から「サービスアップ行動計画」による取組を開始しました。 現在は、市役所改革プランの実践を通して、その徹底に努めています。 |
| 23 | 職員を削減すべき。(5件) | |
| | 7 職員の削減と人件費の成績査定を導入すべき。(1件) | 職員数等については、市長の役割と責務の中に、「内部組織の運営」に関する規定を置いており、簡素化、効率化、能率化を原則とした組織編成、人員配置を行っ |
| 23 | 人員削減だけでなく、絶対必要な職員確保も大切。 (1件) | でいきたいと考えています。 |
| | • | |

キ 行政運営 (ア<u>) 全般</u> 46 件

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 239 | 市民の立場で運営していくべき。 (4件) | 行政運営の基本として「市民参加と情報共有を基本と |
| 240 | 市民と職員が共通認識を持ちバランスを 持った運営をすべき(行政の指導力低下 も市民への責任転嫁も避けるべき)。 (2件) | した、効率的で、公正かつ透明性の高い行政運営を行 わなければならない」ことを規定しています。 また、市が市民参加機会を設ける場合には「年齢、性 別、障がいの有無、経済状況、文化的背景、国籍等に |
| 241 | 効率性は必要だが、同時に「子ども、高齢者、障がい者に配慮する」ことを盛り込むべき。 (1件) | より不当に不利益を受けない」よう配慮すべきことも明記しています。 |
| 242 | 行政運営の主語が「市は」となっている が「市長は」とどうちがうのか。 (1件) | 条例案では、「市長等」は「市長その他の執行機関」を 意味し、「市」は「議会及び市長等」を意味することを明 確にしています。市長のみに該当する事項は「市長」と しています。 |
| | 条例で自治体の基本的な組織構成まで 規定してはどうか(議員定数、助役定数 など)。 (1件) | この条例は、市民自治によるまちづくりを実現するための仕組みやルールの基本的な事項を定めています。なお、助役(札幌市の場合、副市長と呼称)の数については「札幌市助役定数条例」、議員数については、「札幌市議会議員定数及び各選挙区選出議員数に関する条例」、市長の権限に属する事務を行う局の設置等に関して「札幌市事務分掌条例」を制定しています。 |
| | 縦割りの弊害解消、総合的窓口の設置、 重複・欠落分野の再点検と人員再配置 など組織改変が必要。(8件) | 組織に関することについては、市長の役割と責務の中に、「内部組織の運営」に関する規定を置いており、簡素化、効率化、能率化を原則とした組織編成、人員配置を行っていきたいと考えています。 |

(1) 計画

| 1 | <u>ノ 市</u> | T凹 | |
|---|------------|--------------------|--|
| | | 意見の概要 | 市の考え方 |
| | 245 | | 平成12年に、31年度までを計画期間とした第4次長期 総合計画を策定しており、この計画の中で各区ごとの特 性や課題を踏まえた目標を掲げています。 |
| | 246 | 区ごとに特徴をもった施策を計画的・重 | この条例案では、総合計画とともに、まちづくりに関する重要な計画についても、計画の内容や進ちょく状況に関する情報を市民に分かりやすく提供することを明記しています。 |

(ウ)財政

| 意見の概要 | 市(行政)の考え方 |
|---|--|
| 財政の健全化は重要課題(サービスの縮小、議員・職員の削減、予算配分に市民の声を活用、民間の第三者機関によるチェックなどをしてはどうか)。(4件) | 財政の健全性確保のために、「財政構造改革プラン」 に沿ってさまざまな取組を進めています。 条例案では「財政運営」の規定で「中期的な財政見 |
| 財源なくしてまちづくりはできないので、 自主財源確保について規定すべき。 (1件) | 通しのもと、計画的で健全な財政運営に努める」ことを明記しており、この規定に、自主財源の確保に関しても含まれていると考えています。 |
| 財政が厳しいこと、使途などをもっと市民に知らせるべき(なぜ厳しいのかわからない、財政についてのパンフレット『さっぽろのおサイフ』はわかりやすかった、)。 (5件) | |

(工) 評価

| Ť | <u> </u> | ⊤Ⅲ 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|----------|---|---|
| L | | 息兄の似安 | 川の右た万 |
| 25 | 250 | 市民による市政の評価(抑止力)となるような制度が必要。(1件) | 行政評価制度には市民の視点に立った外部評価を 取り入れることを規定しています。また、評価結果を市 |
| 2 | | 行政評価は重要であり、具体的な実施 方法も重要(独立した機関による監査、 結果の市民への公表等)。(4件) | 民に分かりやすく公表するとともに、評価結果及びこれ に対する市民意見も踏まえて必要な見直しを行うことと しています。 |
| 2 | | | 行政評価制度は「効率的かつ効果的な行政運営を図る」ことを目的として整備、実施することとしており、短期的な効率性だけではなく、施策や事業の有効性、事業の必要性など、多様な視点で評価を行うこととしています。 |

(才) 出資団体

| <u> </u> | | |
|----------|--|---|
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| | 第三セクター、指定管理者等公共を担う 主体における情報公開、説明責任、公 正確保等の義務と役割を独立して明記 すべき。(2件) | 市の関与の大きい出資団体については、その透明性を確保するため、「札幌市情報公開条例」で「出資団体等の情報公開」として、こうした団体が経営状況などの情報を公開するよう努めることを明記しており、市においても人的関与や財政的関与の状況に関する情報を公表しています。 |
| 254 | 出資団体の情報公開も十分にすべき。 (1件) | また、この条例では、「行政運営の基本」で、出資団体 の運営について、市長等が必要な指導調整を行うこと を規定しています。 |

(力) 公正信頼

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|--|--|
| 25 | 法令遵守(コンプライアンス)を明確化すべき。 (1件) | 法令遵守については、地方公務員法で規定されており、この条例においては、法令の解釈運用を適正に行うことを規定しています。 |
| 25 | 公正信頼の確保は重要、情報公開、責任の所在の明確化を進めるべき。 (2件) | また、市民自治によるまちづくりを進める上で、公正で信頼のおける行政運営を確保するため、監査委員、外部監査、オンブズマン等の各制度を設けるとともに、議会が執行機関を監視する役割を明記しています。 |
| 25 | 不祥事が多く、管理監督するセクション が必要。(1件) | この条例においては、「公正で信頼の置ける行政運営 の確保」の項目を設け、行政運営における公正の確保 を図っていきたいと考えています。 |
| 25 | 内部告発者を守る制度-内部通報者保護規定を盛り込むべき。(3件) | 内部告発者の保護に関しては、平成18年3月に「札幌市職員の公益通報に関する要綱」を定め、運用している状況であり、まずは制度の定着を図りたいと考えています。 |

ク 市民参加の推進 188 件

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|----|---|--|
| 25 | 障がい者、高齢者が参加する際の配慮 9 を一つの項目として規定してほしい。 (1 件) | 市民参加機会の設定にあたっては、年齢や性別、障がいの有無によって不当に不利益を受けないよう、行政 |
| 26 | ナ性のまたづくりへの参加も明記すべ | が配慮しなければならないことを明記しています。 |

| 261 | 住民監査請求などの市政を是正要求で きる権利を明記すべき。(1件) | 住民監査請求に関しては、地方自治法に規定されており、この条例では特に追加すべき内容や確認的に明示しておく必要がないことから、盛り込んでおりません。 |
|-----|--|---|
| 262 | 市民のまちづくりへの参加がより重要になるということを強調すべき。(1件) | ご意見のとおり、市民がまちづくりへ参加することが重要であることから、「前文」と、「市民の責務」にその趣旨を明記しています。 |
| 263 | 市民が参加しやすい、市政に反映されたことが実感できる取組が必要(反映された結果の報告、事例集、具体案の提示、出前講座・ワークショップの開催の周知等)。(21件) | この条例に「市政への市民参加を保障する」ことを規定し、幅広い層の市民が参加しやすい環境づくりや、意 |
| 264 | 若者などが幅広い参加ができ、特定者 ばかりの参加とならないような配慮が必 要(地域特性の考慮、楽しめる企画、夜 間開催、生涯学習の一環での意見交換 等)。(28件) | 見の反映結果をお知らせするなど、参加意欲が高まる ような取組を進めたいと考えています。 |
| 265 | 市民一般の参加機会の増大よりも、有識者への意見聴取、各専門分野の有識者の市政への参加機会の増大を望む。 (1件) | 審議会などの委員は、幅広く市民の参加を得るために 委員の一部を公募することなどを規定していますが、設 置の目的によっては、有識者を中心としたに検討が必 要な場合もあると考えています。 |
| 266 | 町内会ではなく個人主体の市政参加で 上手くできるのか。(1件) | この条例では、まず一人一人の市民がまちづくりに参加できることを定めたうえで、町内会等のまちづくり活動に対して、まちづくりセンターを拠点に適切に支援することを定めています。 |
| 267 | 市民がまちづくりに参加することを、市の 財政負担を軽くすることと考えるべきでは ない。 (2件) | ご意見のとおりです。しかし市の財源は限られており、これまでのように「あれもこれも」と施策を進めていくことは難しくなっております。そのため、市民意見をお聴きして、「あれかこれか」を選択していけるよう、市政への市民参加機会を充実するとともに、市民によるまちづくり活動を支援していくことが重要と考えています。 |
| 268 | 市民の市政参加と議会制度の役割の検 計が必要。(3件) | 行政では、市民参加を進めて、よりよい政策案を作ります。議会の役割は、行政の提案がしっかりと市民意見を踏まえたものであるかを確認し、総合的な視点から検討して決定していくことと考えています。こうした役割や関係を、「まちづくりの基本原則」で表しています。 |
| 269 | 条例がなくても推進、保障されるべき。 (1件) | 市民、議会、行政に、共通のルールとして、市民参加 を推進し保障していくためには、条例という根拠を設け |
| 270 | 市民参加を推進すべき。 (1件) | る必要があると考えています。 |
| 271 | 市民が市政参加することで実行が遅くなることはないのか。(1件) | 市民が意見を述べ、納得した上で施策や事業を展開していくことが大切と考えています。しかし、個々の施策や事業の緊急度を踏まえながら進めることも重要です。条例案では、市民参加機会を設ける際には「効率的かつ効果的な方法によること」とし、費用や時間などを総合的に考慮して、そのテーマにもっともふさわしい形で市民参加機会を設けることを規定しています。 |

| : | 272 | 権利も責務も大事であり、双方を意識して市民参加できるようにすべき。(2件) | この条例案に、市民の権利と、それに伴う責務を規定しておりますが、条例の周知や市民参加機会を設ける際には、権利と責務の双方をお伝えしていきたいと考えています。 |
|---|-----|--|--|
| 2 | 273 | 若者と高齢者との接点を多く作り、経験 を伝えていくことが重要。(1件) | 市民が取り組む地域のまちづくりや市政への市民参加の場面で、世代を越えた交流ができるよう、個々の施策で市民参加機会を設ける際に留意していきたいと考えています。 |
| [| 274 | 市政参加は日常的に継続して行うことが 大事。(1件) | 市政運営に市民の知恵や力が生きるよう、市民参加をまちづくりの基本原則として規定しています。常日頃、市民の方が市政に関心を持ち、意見を述べられるよう、条例に基づく取り組みとして、情報提供や参加機会の充実に努めていきたいと考えています。 |

(イ)審議会

| <u> </u> | 1 | 俄俄太 | | |
|----------|-----|--|---|--|
| | | 意見の概要 | 市の考え方 | |
| 2 | :75 | 公募制の導入を明記すべき(広く市民に開く、現在はメンバーが特定しすぎ)。 (9件) | 附属機関等の「設置の目的等に応じ、委員の一部を 公募することなどにより、幅広い市民が参加できるよう努 める」ことを明記しています。 | |
| 2 | :76 | 施策検討のための市民会議の設置を義 務づけてはどうか。(1件) | 市民参加の機会は、アンケートやフォーラムなどのイベント開催、会議への参加などさまざまな手法があり、施策の目的等に応じて適切な手法を用いていくことが重要であると考えているため、特定の手法を条例で義務付けることは難しいと考えています。 | |
| 2 | | 審議会の資料・発言の公開を適切に行うべき。(1件) | 傍聴者や当日参加できなかった方も、審議会の議事 録や資料等を見ることができるよう、条例に基づく取組 の中で適切に行っていきたいと考えています。 | |
| 2 | 78 | 審議会・委員会の年間開催数を増や すべき(1-2回では少ない)。 (1件) | 審議会の開催数は、それぞれの審議会のテーマや目的により判断すべきであり、一律に規定することはできないと考えます。 | |

(ウ) 市民意見・提案、意見反映

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 279 | 市民意見の反映を条例で明確化してほしい。(2件) | 市長の規定で「市民の意思を把握し、市政の運営に 反映させる」こと、「市民参加の推進」の節では「政策の 立案、実施、評価等の各段階において市民の参加を進め、市民の意見が適切に反映されるよう努めなければ ならない」ことを明記しています。 |
| 280 | 様々な市民の意見を聞き、その結果を市政に反映できる仕組みが必要(多忙者・弱者・少数者・あまり活動していない市民の声も、アンケートなどの結果報告は確実に、結果をどう市政に反映させるかをわかりやすく)。(34件) | 条例案では「市民の意見が適切に反映されるよう努めなければならない」こと、「年齢、性別、障がいの有無等により不当に不利益を受けない」よう配慮しなければならないことを規定し、条例に基づいて、個々の施策や事業を展開していく中で、さまざまな手法を用い、幅広くご意見をいただき、意見反映結果をお伝えしていかなければならないと考えています。 |

| 281 | 意見を述べられるわかりやすい機会・場所、身近な場所で意見が言えるようにすべき(場所を広く周知、「すぐやる課」の設置、区に専用窓口、町内会(連町)の活用、区職員と町内会定期的対話等)。(11件) | 気軽にご意見をいただく場として、年中無休のコールセンター、全市で87か所設置しているまちづくりセンター、各区の広聴係、市民の声を聞く課などがありますが、これらの窓口の活用のほか、地域での話し合いの |
|-----|--|--|
| 282 | 身近に設置される施設についても住民 の意見を取り入れてほしい。(1件) | 場などを、工夫していきます。 |
| 283 | 特定テーマで市民が議論をして権利と 義務を考える機会があってもいいので は。(2件) | この条例の検討過程でも、市民の権利と責務について考えるワークショップを開催しましたが、ご提案は、今後、条例に沿った取組みを進める際に参考とさせていただきます。 |

(工) 市民参加条例

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-------------------------------------|--|
| 284 | 市民参加手続きを別に定めた市民参加 条例が必要。(4件) | 市民参加には様々な手法がありますので、この条例をもとに実践を積み重ね、より具体的なルールを模索していく事が大切であると考えています。 |
| 285 | 市民参加を促す目的であれば「市民参加基本条例」があれば足りる。(1件) | 具体的なルールを確立するためには、試行錯誤と修正を重ねる必要がありますので、すぐに条例の形にするよりも、柔軟に修正可能な形式がふさわしいと考えます。 |

(才) 住民投票

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| | 間接民主主義を補完する直接民主主義 の仕組みが必要で、住民投票は不可 欠。(2件) | |
| 287 | 住民投票は議会制を否定するもので、 すべて議会で判断すべき。 (1件) | 地方自治の根幹は代表制であるため、最終的には、 議会、あるいは市長が責任を持って判断し、市民に対し |
| 288 | 住民投票を行うべき事柄(重要事項)、 発議者(住民、議会、市長)、投票対象 者(未成年者、外国籍市民を含めるかど うか)、住民を代表している議会・市長と の関係等の内容の検討が必要。(7件) | て説明責任を果たしていくことになります。 しかし、市政に関する重要事項について、直接住民の 意思を確認することが必要な場合もあると考えられます ので「住民投票」をこの条例案に位置付けています。 住民投票の具体的な制度として、事案ごとに条例を定 |
| 289 | 投票結果は反映するよう規定すべき。 (2件) | める方法や、常設の制度とする方法があります。 本市においては、この条例案で、市政への市民参加 の方法の一つとして住民投票を位置づけ、今後、検討 |
| 290 | 投票結果の扱いは熟慮すべき(市民の 意思とともに大局的な判断も重要)。 (1件) | していくこととしています。 |
| 291 | 結果は統計学上根拠に疑問あるのか。 (1件) | |

(力) 情報提供、情報公開、個人情報保護

a 情報提供

| 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|---|
| 市政の現状・課題についてのわかりやすい情報提供が必要(カタカナ単語削減、地域の要望・情報、横断的情報、マスコミとの連携、大通に壁新聞、広報さっぽろがわかりやすい/もっと簡潔に、web上での操作性の良さなど)。(23件) | 市政の現状や課題を理解していただくために、わかり やすい情報提供、適切な媒体の活用が重要と考え、こ の条例においても規定しています。 |
| 他市との比較、市民の市政参加状況、 財務状況、財務的問題などで実施できないでいる事業等を公開すべき。(3 件) | 条例に沿った具体的な取組みの中で、市政について 考えていただくための材料となる情報の提供を進めて 行きたいと考えています。 |
| 個人情報を除くできる限りすべてを自発 的に公開すべき。(2件) | 政策の立案段階の情報をはじめ積極的に提供してい |
| 際限なく公開していくより、市民が知りたいと思った情報を簡単に入手できるような体制整備が必要。(1件) | くことを規定しています。また、市政の情報は膨大ですので、速やかに情報提供できるよう、まちづくりに必要な情報の収集と適切な管理について規定しています。 |
| | 市政の現状・課題についてのわかりやすい情報提供が必要(カタカナ単語削減、地域の要望・情報、横断的情報、マスコミとの連携、大通に壁新聞、広報さっぽろがわかりやすい/もっと簡潔に、web上での操作性の良さなど)。(23件)他市との比較、市民の市政参加状況、財務状況、財務的問題などで実施できないでいる事業等を公開すべき。(3件)個人情報を除くできる限りすべてを自発的に公開すべき。(2件)際限なく公開していくより、市民が知りたいと思った情報を簡単に入手できるよう |

b 情報公開

| Ī | | 意見の概要 | 市の考え方 |
|---|-----|-------|--|
| | | | ご意見にありますように、市民参加が進むよう適切な 情報提供を進めていくことが重要ですので、条例案に は、情報提供に関する規定を設けています。 |
| | 297 | | 平成14年度から事業評価システムを設け、約1400の 事業の経費や効果をホームページなどで公表していま す。しかし、情報が膨大すぎて、全体の把握が難しいこ とから、これを175の施策にまとめています。今後どのよ うなまとめ方が適切か、引き続き検討して行きます。 |

L____ c 個人情報保護

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|-------|--|
| 298 | | 個人情報に関しては厳格に扱っていく必要があり、地域での支えあいのための情報は、ご本人の同意で集めることが原則と考えます。 |

ケ まちづくり活動 (ア<u>) 全般</u> 134 件

|) <u>:</u> | 意見の概要 | 市の考え方 |
|------------|--|--|
| 299 | 規定にこだわり過ぎると机の上でしか通 用しない常識になり、地域は市役所から 離反してしまう。 (1件) | |
| 300 | 各地域の特色を生かしたまちづくりと市 全体のまちづくりの調和があればよい。 (1件) | |
| 301 | 地域間で競合するような事業について公平な執行基準を示してほしい。 (1件) | |
| 302 | 市の言う「まちづくり」と市民の多くが想像する地元地域のまちづくりとのギャップ、市民間の関係を調整していくことが大切。(2件) | 地域特性を踏まえたまちづくりを進めるため、条例案では、まちづくりセンターを拠点として、情報や場の提供、団体間の連携を進めることなどにより、地域の活動を支援することを規定しています。 |
| 303 | 特定の意見ばかりがまかり通るようになら ないように注意が必要。(1件) | また、区では地域の声を集め、合意形成を図ること、 合意された意見を市政に反映するよう努めることを規定 しています。 |
| 304 | 地域エゴによる予算争奪になることを懸 念。 (1件) | |
| 305 | 行政もさらにアイディアを出して、長期的 かつ組織的に取組むことが必要。 (1件) | |
| 306 | まちづくりについて具体的に示していくこ とが重要。(8件) | |
| 307 | 「絵になるまちづくり特区」を市民サイドから実施するとよいのでは。(1件) | 地域特性等を踏まえたまちづくりを進めることを規定していますので、具体的な取組を検討する際の参考とさせていただきます。 |
| 308 | 市民の負担を増やさないでほしい。 (2件) | この条例は、市民に直接に負担を求めるものではありません。まちづくり活動への参加が広がるよう、活動を支援していくことを、条例案に規定しています。 |
| 309 | 市の強いリーダーシップと財政面の支援が必要。(1件) | |
| 310 | 市のノウハウや学識者の知識を活用した まちづくりが必要。(1件) | 地域のまちづくりについては、市は、地域住民の方々 が進めている取組に対して、その活動の自主性と自立 |
| 311 | 市、上部組織、関係団体からの指導、助 言、助力が必要。 (1件) | 性を尊重して、活動の場や機会の充実、まちづくりに必要な情報の共有、団体間の連携促進など、適切な支援 |
| 312 | 市の姿勢、支援を条例で明確にすべき。 (1件) | を行っていくことを規定しています。 |
| 313 | もっと市民に自立する方向を提示すべき で市政が関与しすぎ。(1件) | |

(イ) 区役所

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|--|--|
| 314 | 区役所に権限を委譲すべき。(7件) | |
| 315 | 区を独立すべき。(1件) | |
| 316 | 区民を主体としたまちづくりを促進する。 (1件) | |
| 317 | | 条例案では、市が、区役所を拠点として、区民との協働により、区の特性を踏まえたまちづくりを進めること |
| 318 | 市民によるまちづくりを推進するのであれば、地域単位(区単位)で「市民のやるべきこと」「行政がやるべきこと」をはっきりさせるのが良い。(1件) | や、区民の合意形成を支援し、合意された意見を市政 に反映するよう努めることを、規定しています。 |
| 319 | 区役所が以前より身近に感じられない。 (1件) | |

(1

| 313 | (11十) | |
|---|--|---|
| <u>ウ) </u> | まちづくりセンター | |
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 320 | まちづくりセンターに権限を委譲すべき。 (3件) | |
| 321 | まちづくりセンターを中心に市民の声を 吸い上げる仕組みが必要。(3件) | |
| 323 | か変わったのかわからない。 (3件) | |
| 324 | まちづくりセンターになって親しみが増し た。 (1件) | 地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるために、まちづくりセンターを拠点として、まちづくり活動の場や機会 |
| 325 | 生活圏におけるまちづくりの場が必要。 (4件) | の充実、情報の共有、団体間の連携促進などの適切な 支援を行っていくことを明記しています。 |
| 326 | 地域の発展がまちづくりには必要。 (1件) |) |
| 327 | 生活圏におけるまちづくりを支援してほ しい。(1件) | |
| 328 | まちづくりの基本は、人と人の触れ合い、 地域連体、連携の積み重ねから発生し てくるものと思う。 (1件) | |
| 329 | 人事異動がまちづくりセンターの運営に 支障を及ぼさないようにしてほしい。 (1件) | 今後も、所長に対する研修の充実など、人材育成に 努めていきます。 |
| 330 | まちづくりセンターが多すぎる。 (2件) | |
| 331 | 地区センターとまちづくりセンターが隣接 していることもあり、合同化するべき。 (1 件) | ともに進める拠点と位置づけていますが、そのほかの機 |
| 332 | 点に作るべき。(1件) | 能や配置については、引き続き検討していく必要がある と考えています。 |
| 333 | 現在のまちづくりセンターでは行政の末端処理は無理。(1件) | |

(エ) 町内会・まちづくり協議会

| <u>工)</u> | 町内会・まちづくり協議会 | |
|-----------|---|--|
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 334 | 町内会の役割は大きい。 (1件) | |
| 335 | 町内会活動に関して過小評価を感じる。 (1件) | 町内会や自治会などは、市内全域に組織され、7割 |
| 336 | 町内会として協力していくが、市政が市 民への果たす役割が重要だと思う。 (1件) | を越える世帯が加入し、長年にわたって、地域のまちづくりを担ってきている重要な団体です。 今後も市民自治の中核となる組織ですので、条例案では、地域のまちづくり活動を行う団体として明記し、その活動を支援す |
| 337 | 条例を具体化するのは町内会であり、町内会はそこに住む住民の意識を如何に高めるかを思案実行していくかであると思う。(1件) | ることを規定しています。 |
| 338 | 町内会(活動) へ参加する市民が少ない。(9件) | |
| 339 | 若年層の参加が求められる。(1件) | この条例案では、市民の責務として「まちづくりに参加 |
| 340 | 町内会の顔ぶれに変化がない。(1件) | するよう努める」ことを定めるとともに、まちづくりセンター |
| 341 | 町内会の実態の把握が必要である。(1 件) | を拠点として、まちづくり活動の場や機会の充実などの 支援をしていくことにより、地域の皆さんがまちづくりに 関心を持ち、町内会をはじめとした地域のさまざまな活 |
| 342 | 町内会(役員)を過大評価しないほうがよい。 (1件) | 動への参加が広がるよう、適切に支援していきたいと考えています。 |
| 343 | 今の町内会は活力を欠いている。 (1件) | |
| 344 | 町内会の意識改革が必要であり、自分 の住んでいる地域への愛着が札幌市へ の愛着に繋がると思う。(1件) | 地域の魅力や町内会活動の状況などの情報が共有さ |
| 345 | 町内会についてよくわからない。町内会 のことがわかればまちづくりに参加しや すくなるのではないか。 (1件) | れ、町内会活動が一層活発になるよう、条例案では、は、まちづくりセンターを拠点として、地域のまちづくり活動の場や機会の充実、情報の共有などの支援を行 |
| 346 | 町内会に参加して少しでも学びながら輪 の中に馴染んでいくことを心がけている。 (1件) | ことを定めています。 |
| 347 | 隣接する町内会との連絡体制、連携活動が不十分になるので、これらの解消が必要。 (1件) | 条例案では、まちづくりセンターを拠点として、まちづくり活動に資する情報の共有や、まちづくり活動を行う |
| 348 | 連町とまちづくり協議会が協力して連町より小規模のまちづくりの実践をすべき。 (1件) | 団体間の連携の促進について支援していくこととしています。このことにより、地域のまちづくりが促進されるよう支援していきたいと考えています。 |
| 349 | 老人婦人会等を活用すべき。(2件) | |
| 350 | 町内会の負担をいたずらに増やさない でほしい。 (6件) | |
| 351 | 今まで町内会は行政の末端補完活動が 主体であった、条例制定により町内会の 活性化、魅力が出て参加者も増えると思 う。(1件) | 条例案では町内会等のまちづくり活動の自主性と自 発性を尊重しながら、適切に支援を行うこととしていま す。また、行政からの依頼事項は極力見直す方向で進 めています。 |
| 352 | 行政からの連絡ではなく直接の議論の 場が必要。(4件) | |
| 353 | 町内会への参加の義務付けが必要。 (6件) | 町内会や自治会の活動は、地域の皆さんが自主的に |
| 354 | 市が町内会費の徴収に協力してほしい。 (1件) | 考え取組むことが基本ですので、そのルールは地域の 話し合いで決めていただくものと考えます。 |
| _ | 町内会の再編が必要。 (1件) | 条例案には、市が、町内会等のまちづくり活動の自主 |
| 356 | 町内会組織の見直しが必要。(2件) | 性と自立性を尊重しながら、支援することを定めています。 |
| 357 | 条例に町内会としての宗教活動の禁止 を入れてほしい。 (1件) | / 0 |

358 地域助成金の金額を明らかにしてほしい。 (1件)

市では、地域のまちづくり活動がより一層活発になるようにさまざまな支援を行っています。町内会、自治会等の組織に対してはその振興のために補助金を交付しており、平成17年度では全市の町内会に対して総額で1億7千万円弱となっています。

(オ) 子ども

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|----------------------------------|--|
| 359 | 子どもたちの未来のためのまちづくりの 検討が必要。(6件) | 「まちづくりに参加する権利」の中に、子どもも市民とし |
| 360 | 子どもたちも積極的にまちづくり活動に 参加させる。(4件) | てまちづくりに参加する権利が含まれています。「青少年や子どものまちづくりへの参加」の項目では、子ども |
| 361 | 子どもたちにまちづくりについての教育 が必要。(4件) | ■の視点をまちづくりに生かし、また、未来を担う子ども まちづくりへの参加を体験できるよう、市と市民が子と ■の参加について配慮すること定めています。 |
| 362 | 子どもの市政参加の権利と意見表明権 を明記すべき。(1件) | TO SHILL ST. CHEMEN, DECKEN, CV & S. |

(カ) 人材育成

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 363 | まちづくりを担える人材育成が必要。(3件) | |
| 364 | 学習の機会を与えてほしい。 (2件) | |
| 365 | ボランティア精神を養うような取組をして ほしい。 (1件) | |
| 366 | 人材育成に条例は馴染まない。(1件) | |
| 367 | 市民のモラルが向上することを願う。 (1 件) | まちづくりに関心を持ち、参加する人が広がるよう、条 例案ではまちづくりについて学び、考えることができる環 |
| 368 | 高齢者が自主的に地域社会に役立てるよう心がけ、それにより地域の活性化を図ることが必要。(1件) | 境づくりや、まちづくりセンターなどでの情報共有の取組について規定しています。 |
| 369 | 条例が制定されることで、まちづくりに対する市民の関心が深くなるといいと思う。 (1件) | |
| 370 | まちづくりに協力したいが話が伝わって こない。 (2件) | |

コ 位置付け、進行管理等

26 件

(ア) 他自治体等との連携

| /_ | / 1 | <u>世日石体寺との建携</u> | |
|----|-----|--|--|
| | | 意見の概要 | 市の考え方 |
| | 371 | 市民だけでは他自治体との協力・連携は 難しいため条例で規定すべき。 (2件) | まちづくりの課題の中には、環境保全、産業振興、観 光振興など、本市と周辺の市町村とが協力して取り組む。 |
| | | のまちづくりは参考にしてほしい。 (1件) | ことが求められるものがあります。また、道や国に権限があるものもあります。このため、必要に応じて周辺の市町村や、道、国などと連携・協力して課題を解決することを |
| | 373 | | 規定しています。あわせてまちづくりを進めていく上で 他地域の取組も参考にしていきたいと考えています。 |

(イ) 推進機関

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|---|
| 374 | 条例制定後も定期的な運用評価は必要、毎年の検討評価、結果の公表をすべき。 (2件) | この名向が字が掛きでものしむでしる 名向の描写に |
| 375 | 云ツ牌以貝は四く川口が2000多加で水 | この条例が実効性あるものとなるよう、条例の趣旨に沿った施策や制度の整備・運用の評価を行う仕組みを規定しています。その仕組みについては、議会がどのよ |
| 376 | 構成員は広く市民からの参加を求めるべき。(1件) | うに関わるかなどを、慎重に検討していく必要がありま すので「仕組みを設ける」と規定しています。 |
| 377 | 具体的なメンバー構成などを知りたい。 (1件) | |

(ウ) 最高規範性

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---|--|
| 378 | 条例の趣旨から考えると罰則を設けることはできないと思うが、最高規範と位置付け、実効性を担保したい。(1件) | |
| 379 | 最高規範と明記すべき、前文に盛り込むべき。 (2件) | 自治基本条例における「最高規範性」に関しては、憲 法の「最高法規性」とは違い、抵触する他の条例を無効 |
| 380 | 条例という法形式で最高規範性を持つということが理解できない。 (1件) | にする効果はないとされています。「最高規範」と明記 することについて、賛否両論のご意見がありますが、本 まの自治其大名をいた。また、ごといた。作りているでの解釈 |
| 381 | 基本的人権の大切さなどが内容とされていれば最高規範といえるかもしれないが、現内容ではどうか。(1件) | 市の自治基本条例は、まちづくりを進めるうえでの解釈指針と考え、「まちづくりの最高規範」と表記します。 |
| 382 | 最高規範とするのは行き過ぎでは。 (1件) | |

(工)見直し

| <u> </u> | <u> </u> | |
|----------|-------------------------------------|---|
| | 意見の概要 | 市の考え方 |
| 38 | 社会環境等、時代の変化に会わせた見直しが必要。(4件) | 条例の見直しは、「5年を超えない期間ごと」としており、5年よりも短い期間で見直しすることもできます。「条例の趣旨に沿った施策や制度の整備・運用」の状況な |
| 38 | 1 見直し期間はもっと短くすべき (1年、3年)。(4件) | どを踏まえて、条例の規定に見直しが必要かどうかを判断をしていくものと考えています。 |
| 38 | 最高規範と定めるからには改廃の手続き も規定すべき。 (3件) | 「まちづくりの最高規範」ではありますが、条例の形式を取っていますので、通常通り議会の議決を経て改廃されることになります。 ただし、見直しの際には、市民の意見を聴いた上で検討することを明記しています。 |

サ その他 8 件

| | 意見の概要 | 市の考え方 |
|-----|---------------------------------------|---|
| 386 | 市長、議員のマニフェストを義務づけて はどうか 。(1件) | マニフェストに関しては、全国的にその必要性の議論が進められている段階であり、公職選挙法の改正がなされていない現状においては自治基本条例に規定することには慎重であるべきと考えています。 |
| 387 | 市民、議員、職員とも義務を果たした上 で権利を主張すべき。(1件) | 市民については、まちづくりに参加する権利、市政情報を知る権利と、それに伴う責務を明記しています。議員、職員については、役割と責務を規定しており、権利は規定していません。 |
| 388 | 議員、職員が本当に市民の声を聞きた がってるのか不安である。(1件) | 議員の規定では「広く市民の声を聴き、政策の形成等に反映させるよう努める」ことを明記しています。 職員については、「市民の視点に立って職務を遂行する」ことを規定しています。 |

| 389 | 「6 行政運営の規定」以降のみでよいの では。 (1件) | まちづくりは、行政だけではなく、市民の取組や議会の役割が重要であることから、市民の権利や責務、議会、行政の役割や責務について規定しています。 |
|-----|---|--|
| 390 | 「6 行政運営の規定(1)行政運営の基本」で環境の問題を取り上げて欲しい。 (1件) | 福祉、環境、経済などの分野別の政策は、それぞれ、個別の条例や基本計画で定められるものと考えております。 |
| 391 | 災害時などのための危機管理に関する 規定を入れるべき。 (1件) | |
| 392 | 選挙により市長、議員が代わっても大丈 夫なのか。 (1件) | 情報共有と市民参加を進めることなど、市長や議員が変わっても、変化しない基本的な事柄を盛り込んでいます。 |
| 393 | 他の政令市での同様の条例の制定状況 を知りたい。(1件) | 政令指定都市では、川崎市、静岡市が同様の条例を 制定しています。そのほか、全国で50を超える市町村で 制定されています。 |

158 件 (3) その他の意見、感想など 意見の概要 市の考え方 394 ゴミ・環境 (24件) 395 雪対策 (22件) その他意見(福祉、公園、交通など) 396 この条例は、市民がまちづくりの主体であるとの根本 (76件) 的な考え方を明確にし、まちづくりを、暮らしやすいまち 人との関わりが希薄になってきており、現 を実現するための公共的な活動全体として広く捉え、市 397 状を踏まえた考察をすべき。 (1件) 民、議会、行政の役割と責務、そして市政への市民参 加、まちづくり活動への支援の基本的な考え方をまとめ まず除雪について条例素案に沿って実 398 たものです。この条例の趣旨を、福祉や環境などの各 施して事例を示して欲しい。 (1件) 政策分野での取組を展開する際に、指針としていきま 具体化する、実践する、責務を互いに自 す。 覚することの必要を強く思い、そのため 399|にまず家庭のあり方等原点に返って考え る機会が設定されることを望む。 件) 400 感想 (33件)